

令和7年度 第3回 苫小牧警察署協議会議事概要

項 目	内 容
開 催 日 時	令和8年1月29日(木) 午後3時30分から午後5時0分までの間
開 催 場 所	苫小牧警察署 道場
出 席 者	<p>協議会委員 10名 (定員12名)</p> <p>副 会 長 曾 根 今日子 (議 長)</p> <p>岡 部 温 子</p> <p>委 員 野 宮 誠</p> <p>松 井 慶 子</p> <p>池 田 壽 治</p> <p>尾 崎 歩 美</p> <p>阿 曾 静 子</p> <p>笹 原 尚 美</p> <p>大 窪 好 己</p> <p>稻 岡 昌 美</p> <hr/> <p>警 察 署 員 8名</p> <p>署 長 親 谷 光 博</p> <p>副 署 長 大 泉 慎 太 郎</p> <p>刑 事 ・ 生 活 安 全 官 川 村 徳 治</p> <p>地 域 官 兼 地 域 課 長 山 田 晋 矢</p> <p>交 通 官 長 原 志 郎</p> <p>警 務 官 兼 警 務 課 長 大 賀 光 一 郎</p> <p>事 務 局 警 務 課 警 務 係 長、警 務 係 主 任</p>
開 催 状 況	
<p>《 警察各業務・警察学校・働きやすい職場環境についての説明 》</p> <p>1 会長挨拶 (欠席のため省略)</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 業務説明</p> <p>4 協議</p> <p>(1) 空き交番について</p> <p>【委員の要望・意見】</p> <p>落とし物等の用事があり、自宅から近い交番へ行くことがあるが、タイミングが悪く、不在のときが多い。こういった場合、どうしたら良いのか。</p>	

【警察説明】

交番や駐在所で勤務する警察官は、住民の安全や安心を守るために、パトロールや巡回連絡等を通じて警察官の姿を見せる活動を行ったり、事件や事故の発生時は、真っ先に現場へ駆け付けるため、一時的に不在にすることがあります。

そのため、不在となった交番や駐在所には、来訪された方の用件をお伺いするために、警察署への連絡方法等を表示した『不在案内板』を掲示しており、来訪された方の用件に応じて警察官を向かわせるなどの対応を行っております。

また、事件・事故の多い交番では、空き交番を解消するため、交番相談員の配置もしております。

交番や駐在所は、今後も、地域住民とのつながりを持った「生活安全センター」として警察活動を行っていきたいと考えています。

(2) 自転車利用者の交通反則通告制度適用について

【委員の要望・意見】

道路交通法の改正により、2026年4月以降、16歳以上の自転車利用者が交通違反をした場合には、交通反則通告制度が導入されますが、対象となる違反はどのようなものか、また、自転車ルールへの周知はどのようにするのか。

【警察説明】

本年4月1日以降、「道路交通法の一部を改正する法律」が施行され、自転車にも「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が適用されることとなります。

これまでは自転車の交通違反として検挙されると、「赤切符」等を用いた刑事手続きによる処理が行われ、警察の捜査を経て検察官が起訴・不起訴の判断を行ってまいりました。

「青切符」の導入で変わるのは「検挙後の手続き」であり、自転車の交通ルール自体は何も変わりません。

違反行為が、酒酔い運転等の悪質・危険な違反であれば、刑事手続（赤切符）のみとなり、信号無視等の違反については、青切符処理が先行されますが、違反事実を否認したり、反則金を納付しないなどした場合は、刑事手続に移行します。

自転車指導取締りの基本的な考え方につきましては、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、指導警告を原則とし

- 警察官の指示に従わずに違反行為を継続した場合
- 違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険性を生じさせた場合
- 交通事故に直結する危険な運転行為をした場合

等に関して、積極的な検挙措置を講じてまいります。

自転車ルール等の周知方法については、あらゆる広報媒体を活用したり、交通安全講話、教室等を通じて、制度の周知を図ってまいります。

特に青切符の対象となる高校生については、2月に開催される高等学校との連絡協議会等を通じて、交通安全教室、講話の開催を広く呼びかけ、生徒が違反の当事者とならないようルールの周知を図ると共に、小中学校においても自治体等と協力して、自転車ルールの周知を図ってまいりたいと考えております。

- 5 次回の苫小牧警察署協議会開催予定
未定（会長等と日程調整中）